

## 1. 法律の必要性及び背景

○我が国における民間による宇宙活動の進展に伴い、これに対応した宇宙諸条約の担保法が必要(背景)

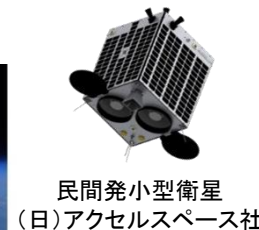
- 宇宙諸条約に基づけば、自国の非政府団体の宇宙活動に対しては、国の許可及び継続的監督が必要(宇宙条約第6条)。
- 我が国以外の世界21か国(米仏露中韓等)においては、担保法を制定済み。

○我が国の民間事業を推進するためにも、予見性を高めるため制度インフラとして法整備が必要(背景)

- 米国では商業打上げ法により、遵守すべき基準等の明確化、政府の補償制度の導入を行い、事業リスクの低減化を実施。SpaceX社等が商業打上げ市場へ新規参入。



超小型衛星打上げロケット(イメージ)  
(日)インターステラテクノロジズ社



民間発小型衛星  
(日)アクセルスペース社

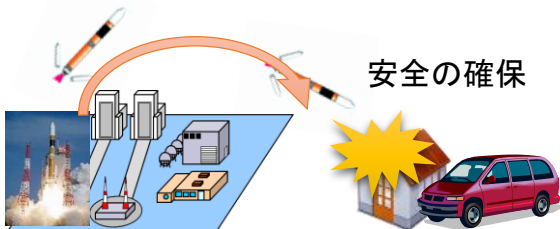


ファルコン9ロケット  
(米)スペースX社

## 2. 法律の概要

### 人工衛星等の打上げに係る許可制度

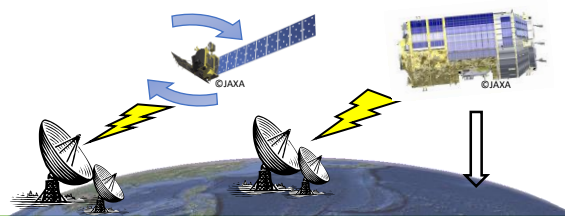
1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。



安全の確保

### 人工衛星の管理に係る許可制度

人工衛星の管理を許可制とし、①宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、②宇宙空間の有害な汚染等の防止、③再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。



### 第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ実施者については責任を集中する。
2. 打上げ実施者に第三者損害を賠償するための保険の締結等を義務づけ。
3. 2の損害賠償担保措置でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。

打上げ実施者の負担

政府補償契約  
(一定の金額)

民間保険契約等  
(ロケットの設計、打上げ施設毎に定める金額)

事業者免責  
(裁判所のしん酌)

## 3. 今後のスケジュール

- 法律成立後～平成29年3月頃 : 政令(施行期日等)及び府令(施行規則、技術基準)に係る情報収集・論点整理
- 平成29年4月～9月頃 : 技術基準に係る宇宙政策委員会の意見聴取、及びパブリックコメントの実施
- ～平成29年11月頃 : 政令・府令公布(技術基準公表)
- 平成29年11月頃 : 一部施行(技術基準発行、事前申請受付開始)
- 平成30年11月頃 : 法律全面施行